

別紙 ブランディング促進補助金 補助対象経費一覧

※主な例を掲載しています。記載のない経費については、事前に八日市商工会議所へ
ご相談ください。

経費区分	○ 補助対象	× 補助対象外
ロゴデザイン	・会社・店舗・商品等のロゴデザイン制作 ・既存ロゴのリニューアル ・ロゴデータ作成	・ロゴの商標登録費用 ・ホームページ制作・改修費 ・ロゴを使用した看板等の製作費
キャラクターデザイン	・会社・店舗・商品等のオリジナルキャラクター制作 ・既存キャラクターのリニューアル ・キャラクターデータ作成	・既存キャラクターの使用料ライセンス料 ・キャラクターを使用した看板ホームページ等の制作費 ・キャラクターグッズ等の販売を目的とした商品の制作費
コピーライティング	・キャッチコピーの制作 ・商品名・サービス名・ブランド名のネーミング制作 ・企業理念・ブランドコンセプトの文章制作 ・商品・サービス紹介文の制作	・文章校正・校閲のみ ・AI のみを利用した文章作成
チラシ・リーフレット制作	・会社案内・事業案内 ・商品・サービス紹介パンフレット ・ブランドイメージ向上を目的としたチラシ・リーフレット ・新商品・新サービスの紹介チラシ ・ショップカード (店舗・商品・サービスの紹介を目的とし、不特定多数が自由に持ち帰るもの) ・ポストカード ・DM (ダイレクトメール)	・セール・値引き販売を目的としたチラシ ・求人チラシ ・名刺 ・看板 ・のぼり

経費区分	○補助対象	×補助対象外
印刷費	・会社案内・事業案内の印刷 ・商品・サービス紹介パンフレットの印刷 ・ブランドイメージ向上を目的としたチラシ・リーフレットの印刷 ・新商品・新サービス紹介チラシの印刷 ・ショップカードの印刷 (店舗・商品・サービスの紹介を目的とし、不特定多数が自由に持ち帰るもの) ・ポストカード・DM (ダイレクトメール) の印刷	・セール・値引き販売を目的としたチラシの印刷 ・求人チラシの印刷 ・名刺の印刷 ・看板・のぼり・横断幕等の制作 ・商品パッケージ・包装紙等の印刷
広告掲載	・新聞広告 ・業界紙・専門誌への広告掲載 ・フリーペーパーへの広告掲載 ・地域情報誌への広告掲載 ・ブランド・商品・サービスの認知向上を目的とした広告	・求人広告 ・セール・値引き販売を主目的とした広告 ・求人情報サイトへの掲載料 ・SNS・インターネット広告 ・テレビ・ラジオ CM
新聞折込	・市内への折込	・市外への折込
ポスティング	・市内への配布	・市外への配布 ・自社で配布した場合の人件費
ノベルティ ※自社の商品・サービスまたは会社名が表記されているノベルティに限る	・シール・ステッカー (配布用) ・トートバッグ (配布用) ・名入れボールペン (配布) ・クリアファイル ・エコバッグ ・メモ帳 ・付箋 ・カレンダー ・タオル ・うちわ ・缶バッジ ・マグネット ・ポケットティッシュ ・キーホルダー ※いずれも自社外へ無料配布するものに限る	・紙袋 (商品を入れて販売時に使用) ・販売を目的とした商品 ・商品パッケージへの印刷 ・商品ラベル ・包装紙 ・自社で使用する文房具 ・名入れボールペン (社内使用) ・自社で使用するユニフォーム (スタッフTシャツ) ・社員へ配布する物品

【チラシ・印刷・広告等の内容について】

チラシ・リーフレット・広告等については、短期的な集客ではなく、自社・商品・サービスの認知度・信頼・愛着の向上（ブランディング）につながる内容であるかを基準に判断します。

判定	対象となる表現・内容の具体例
【OK】	・会社や店舗のPR、定番商品・サービスの紹介が掲載されているもの ・イベント告知であっても、店舗のこだわりやブランドストーリー、定番商品の紹介が主軸になっているもの
【NG】	・「〇月〇日限りの特売」「今だけ全品半額」など、短期的な値引きや集客のみを主目的とするもの ・イベント終了後に情報価値が完全に失われる、ブランド訴求のない単なる告知チラシ ※店舗のこだわり、定番商品の紹介、ブランドストーリーなど「中長期的な認知度・信頼・愛着の向上」につながる要素が主軸として含まれていれば対象

【ご留意事項】

- ・上記は主な例です。記載のない経費については、八日市商工会議所へご相談ください。
- ・対象経費に該当する場合であっても、補助事業との関連性や本補助金の目的に合致しないと判断される場合は、補助対象外となることがあります。
- ・ご不明な点がある場合は、発注前に必ず事務局へご相談ください。